

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

平成 30 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究
に係る調査（平成 30 年度調査）への協力依頼について
（再協力依頼）

計 4 枚（本紙を除く）

Vol.691

平成 30 年 11 月 28 日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3989、3961)
FAX：03-3595-4010

平成 30 年 11 月 28 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局 高齢者支援課
振 興 課
老 人 保 健 課

平成 30 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査
（平成 30 年度調査）への協力依頼について（再協力依頼）

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、平成 30 年度介護報酬改定による効果の検証・調査研究（※ 1）を行い、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的に、平成 30 年度介護報酬改定検証・研究調査（※ 2）を実施しております。

本調査の結果は、社会保障審議会介護給付費分科会等における今後の議論のための基礎資料として活用される大変重要なものです。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、貴管内の介護保険施設・事業所に対し、調査への協力について周知するなど特段のご配慮をお願いいたします。

なお、別紙のとおり回答期限を過ぎている調査もございますが、引き続きご提出いただくことは可能ですので、未回答の介護保険施設・事業所におかれましては、できる限り当該調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

*調査対象の介護保険施設・事業所には 10 月中旬以降、郵送にて調査票(依頼文)を送っておりますが、現時点で調査票(依頼文)が届いていない施設・事業所におかれましては回答の必要はございませんのでご承知ください。

※ 1 介護報酬改定検証・研究委員会について・・・別紙 P1参照

※ 2 平成30年度介護報酬改定検証・研究調査について・・・別紙 P1及びP2参照

介護報酬改定検証・研究委員会の設置について①

1 目的

- 平成33年度の介護報酬改定に向けて、平成30年度の介護報酬改定の効果の検証や「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項に関する実態調査等を行うことを目的として、社会保障審議会介護給付費分科会に介護報酬改定検証・研究委員会を設置する。

2 平成30年度調査内容及び実施主体

- (1) 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業(実施主体:株式会社三菱総合研究所)
- (2) 介護ロボットの効果実証に関する調査研究事業(実施主体:有限責任監査法人トーマツ)
- (3) 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究事業(実施主体:エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社)
- (4) 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業(実施主体:エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社)
- (5) 介護医療院におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業(実施主体:みずほ情報総研株式会社)
- (6) 介護老人福祉施設における安全・衛生管理体制等の在り方についての調査研究事業(実施主体:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)
- (7) 介護老人保健施設における安全・衛生管理体制等の在り方についての調査研究事業(実施主体:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

介護報酬改定検証・研究委員会の設置について②

3 委員

- 公益委員及び学識経験者13名により構成(平成30年10月3日現在)

4 今後のスケジュール

平成30年10月・11月

- 調査票発送(済)

11月・12月

- 集計・分析・検証

平成31年1月・2月

- 分析・検証

3月頃

- 介護報酬改定検証・研究委員会
 - ・ 調査結果の報告、調査結果に対する評価を実施
- 社会保障審議会介護給付費分科会
 - ・ 介護報酬改定検証・研究委員会から報告された調査結果等を決定(予定)

各調査の調査票の提出締め切りについて

- (1) 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業
→ 11月30日 (発出日 11月13日)
- (2) 介護ロボットの効果実証に関する調査研究事業
→ 11月30日 (発出日 10月23日(一部10月17日))
- (3) 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究事業
→ 11月30日 (発出日 10月31日)
- (4) 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業
→ 11月30日 (発出日 10月31日)
- (5) 介護医療院におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業
→ 11月21日 (発出日 10月31日) 医療機関調査
→ 11月27日 (発出日 11月 6日) 介護医療院調査、介護療養型老人保健施設調査
- (6) 介護老人福祉施設における安全・衛生管理体制等の在り方についての調査研究事業
→ 11月15日 (発出日 10月26日)
- (7) 介護老人保健施設における安全・衛生管理体制等の在り方についての調査研究事業
→ 11月15日 (発出日 10月25日)

※ なお、提出期限が過ぎた場合も、引き続きご提出いただくことが可能でございます。
未回答の介護保険施設・事業所におかれましては、できる限りご協力くださいますようお願い申し上げます。